

# 請願・陳情の審査結果

付託委員会	件名	審査結果	日果
総務教育	平成30年度の「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」へのマイナンバー記載の中止などを求める陳情	平成29年12月4日	趣旨不承
	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	平成29年12月4日	趣旨了承
	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情	平成29年12月4日	趣旨了承
市民福祉	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情	平成29年11月30日	趣旨不承
	「介護労働者の労働環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情	平成29年11月30日	趣旨不承
	人間らしい生活の保障を求める国への意見書提出を求める陳情	平成29年11月30日	趣旨不承
	「年金制度の改善・充実を求める意見書」の提出を求める陳情	平成29年11月30日	趣旨不承
経済建設	「最低賃金の引き上げと中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	平成29年12月1日	趣旨不承

## 12月定例会で可決された意見書

### 国に私学助成の拡充を求める意見書

全国では高校教育の約3割、幼児教育、大学教育においては約8割を私学教育が担っており、私立学校は公教育の場として大きな役割を果たしている。

私立高校と公立高校の学費差は、平成22年度から実施され平成26年度に加算支給額及び対象世帯が拡大された高等学校等就学支援金制度と、平成26年度から実施された高校生等奨学給付金により一定程度是正された。さらに、今年度から、私立小中学校に通う児童・生徒に対する授業料補助制度が新設された。

しかし、私立高校の保護者の学費負担は支援金を差し引いても年間44万円を超え、また、各都道府県の授業料減免制度の差により、居住する場所によって学費負担に大きな格差が存在し、この格差をなくすためには国の就学支援金制度の拡充が必要となる。

未来を担う子供たちのために教育予算を増額して、私立学校に通う生徒、保護者の学費負担を軽減し、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上を図るためには、就学支援金制度及び私立学校への経常費助成補助の拡充が強く求められる。

よって、国においては、公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

綾瀬市議会議員 武藤俊宏

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
文部科学大臣 あて

### 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきた。

しかし、県の私立学校に対する生徒1人当たり経常費補助は全国最下位水準とされ、そのため入学金を除く私立高校の平均学費は関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費となっている。

一方、保護者に対する学費補助制度は、年収250万円程度の世帯には、平均授業料相当額が助成されているものの、高額な施設整備費が全て保護者負担となっており、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起きて家計が急変すれば、たちまち学費の納入に支障を来す状況である。

県の公立中学校卒業生の全日制高校進学率は、とても高いとはいえない水準が続いている。その要因の一つとして、高い学費により私立高校を選択することができないことが挙げられる。

全ての子供たちに学ぶ権利を保障するためには、私学助成の抜本的な改善によって私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが急務であると考えられる。

よって、県においては、私学助成の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

綾瀬市議会議員 武藤俊宏

神奈川県知事 あて

## 『意見書』とは

意見書とは、広く社会一般の利益に関する事柄で、直接、議会の権利が及ばない国などの事務について、議会としての意思をまとめた文書のことをいいます。

市民の皆さんからの要望や意見を、国政や県政に反映させるため、地方自治法第99条「議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」との規定に基づき、国や県に対し議長が議会を代表して提出するものです。

## 市議会への請願や陳情

### ◆どなたでも提出できます

市民の皆さんは、身近で困っている問題について市議会にその実情を訴えることができます。これを請願や陳情といいます。

### ◆提出には、次のことに注意してください

- ・書式は《例》を参考に、日本語で簡潔にまとめてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。
- ・請願(陳情)者が複数の場合は、代表者を決めてください。
- ・請願(陳情)は、必ず議会事務局へ持参してください。
- ・定例会初日前3日(土・日曜日、休日を除く)までに提出してください。郵送の場合は、請願(陳情)として受け付けることはできませんが、要望書として全議員に配付します。

・請願(陳情)者の住所・氏名は一般に公開されますので、あらかじめご了承ください。

※請願には1人以上の紹介議員が必要ですが、陳情には必要ありません。請願と陳情の違いなど詳しくは事務局に問い合わせてください。

※請願(陳情)者が数人連署する場合は全員の氏名、住所、押印をお願いいたします。

### 《例》

〇〇〇に関する請願(陳情)  
平成 年 月 日  
綾瀬市議会議員  
〇〇〇〇 殿  
紹介議員  
(署名または記名押印)  
請願(陳情)者  
住所 〇〇〇〇 印  
氏名 〇〇〇〇 印

趣旨  
理由